

入札における同等品の取扱いについて

入札の仕様書に参考品として示したメーカー・型番の品目の他に「同等以上」とされた品目について、それと同等以上の品目（以下「同等品」という。）で入札に参加することができます。この場合、事前に次の手順で担当課へ同等品の確認を行ってください。

なお、事前に確認を受けていない同等品で見積り、落札候補者となった場合、その物品では契約を締結することができませんので、必ず事前に確認を行ってください。

1. 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能が参考品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものとします。

2. 同等品の確認方法

同等品で入札に参加を希望する場合は、市が指定する期限までに次の書類を担当課へ提出してください。

(1) 同等品確認申請書

(2) 同等品の規格、性能、定価等が確認できるカタログ資料の写し

※商品のメーカー、型番等が確認出来るカタログを添付して下さい。

3. 同等品可否決定の通知

担当課にて、同等品確認申請書及びカタログ資料等により審査を行い、同等品と認める場合には「認定」、認められない場合は「不認定」として、指定した期日までに入札参加予定者へ電子メールにより通知いたします。

なお、同等品確認申請書の提出が無かった場合、通知は行いません。

4. その他

- 同等品の認定を受けていない物品で、入札を提出することはできません。
- 参考品で入札に参加する場合は、この手続きは不要です。

以 上